

(様式第2号)

監委第26号

令和2年6月11日

太田市長 清水 聖義 様

太田市議会議員 久保田 俊 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎

太田市監査委員 白石 さと子

定期監査結果報告書

(消防本部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 消防本部（消防総務課、予防課、警防課、救急課、通信指令課、中央消防署、東部消防署、西部消防署、大泉消防署）
- 4 監査の着眼点
 - (1) 予算の執行は適正か。現金取扱事務は適正か。
 - (2) 勤務管理（休暇、時間外勤務、振替等）は適正か。
 - (3) 契約の方法及び事務手続きは適正か。又、分割発注はないか。
 - (4) 委託業務等の仕様書、設計図書、履行期間等は適正か。
 - (5) 公用車の使用管理は適切か。
- 5 監査の実施内容
 - (1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和元年度（監査基準日：令和2年3月31日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。

(2) 監査の期間

令和2年4月24日から令和2年5月13日まで

6 監査の結果

消防本部における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかったが、事務処理において留意すべき事項が一部見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。

今後においても、引き続き適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努め、市民の安心と安全を守るため、消防業務の更なる向上を望むものである。